

旅館業営業事前協議申請に必要な書類について

- ◆ 事前協議申請書
- ◆ 旅館等の名称及び所在地を明らかにする書類
- ◆ 構造設備の概要を記載した書類
- ◆ 用途地域図
- ◆ 付近見取り図

(旅館等の敷地から 300mの区域内の現況を明示したもの。)

- ◆ 配置図(駐車施設を含む。縮尺を明記したもの。)
- ◆ 立面図(縮尺を明記したもの。)
- ◆ 平面図(縮尺を明記したもの。)
- ◆ 玄関及び帳場又はフロント周囲の鳥瞰図
- ◆ 完成予想図(色彩を明示したもの。)
- ◆ 広告物及び屋外照明設備等の形状及び色彩並びに設置場所を明示した図面
- ◆ 事業者の営業方針を明らかにする書類

提出部数 2部

ただし、旅館等が学校・児童福祉施設等の敷地のおおむね100mの区域以内に設置される場合は、学校・児童福祉施設等の施設数の部数を追加すること。

- ※ A4サイズに折りたたみ、左側で綴じて下さい。
- ※ 綴じ穴はパッチ等で補強して下さい。
- ※ 来所の際は、事前にご連絡ください。

千葉県保健所
環境衛生課 営業指導班
電話：043-238-9939

===== 申請書は、千葉県ホームページからダウンロード可能です。 =====